

令和4年度

第5回ふじさわ人権協議会

2023年1月17日(火)

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課

○事務局（作井） それでは定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思
います。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
また、年が改まりましたので、明けましておめでとうございます。今年もよろしく
お願いいたします。ただいまから、令和4年度第5回ふじさわ人権協議会を開催さ
せていただきたいと思います。私は人権男女共同平和国際課の作井と申します。よ
ろしくお願いいたします。本日も感染対策ということで、会議時間につきましては、
1時間半程度、12時までには終わるような形で開催したいと思しますので、よろ
しくお願いいたします。本日は秋葉委員、森副会長、小原委員からご欠席のご連絡
をいただいております。また、本日もオブザーバーといたしまして、人権施策推進
指針の改定に関するコンサルタント業務を担っておりいただいております株式会
社サーベイリサーチセンターの板倉さんと宮口さんにご同席いただいております
のでお知らせいたします。また、会議の成立につきましては、ふじさわ人権協議会
要綱第7条の規定に定めます半数以上の出席が認められておりますので、この会議
は成立しておりますことを申し添えさせていただきます。次に、会議の公開・非公
開についてお諮りいたします。本市につきましては、市政において重要な役割を果
たしております各種審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議につきまして
は、市政運営や施策形成における公平性及び透明性を高められるよう、藤沢市情報
公開条例第30条の規定により、原則公開としております。こちらの会議につきま
しても、原則公開として運営してまいりたいと考えておりますがよろしいでしょ
うか。

（異議なしの声）

○事務局（作井） ご異議ありませんので、ふじさわ人権協議会は公開といたします。
本日、傍聴の方はいらっしゃいませんのでこのまま進めさせていただきます。また、
会議の記録を録音しております関係上、発言の際には、職員がマイクをお届けいた
しますので、マイクを使ってご発言くださいますようよろしくお願いいたします。
では、本日の資料の確認をさせていただきます。資料は本日の次第で裏が名簿にな
っているものと、資料1として「パブリックコメントの実施結果について」、資料
の2-1が指針の最終案です。資料2-2が資料編、資料2-3が前回第4回での
指摘事項一覧になっております。資料3として、今年度、令和4年度の人権施策推
進事業の実施結果や研修会講演会等の参加状況についてまとめたものとなって
おります。あと、机の上にチラシを2枚置かせていただいております、2市1町の広
域連携事業のチラシと平和の輪をひろげるつどいのチラシの2枚となります。過不

足等はありませんでしょうか。それでは、ここからの議事進行につきましては、要綱第5条第2項に従いまして、片岡会長にお願いいたします。片岡会長、よろしくお願い致します。

○片岡会長 皆様、おはようございます。2023年の初めての会議、令和4年度最後の会議でございます。そして、第8期の最後の会議ということで12時までの間、よろしくお願い致します。早速ですが、議題1「パブリックコメントの実施結果について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（作井） それでは、資料1に基づいて、私の方から説明させていただきます。パブリックコメントにつきましては、これまでの協議会でもお話をしておりますが、昨年10月11日から11月10日までの間に実施をしております。お手元の資料の「1 実施概要」につきましては前回までの協議会でお示しした内容と変更ありませんので、「2 実施結果」からご説明させていただきます。実施結果でございますけれども、6名の方から34件のご意見をいただいております。意見の内訳としましては、指針の基本的な考え方に関するものが7件、人権課題の解決に関するものが23件、人権施策の推進に関するものが3件、その他、このその他は、市民意識調査に関するご意見ですけれども、こちらが1件の合計34件となっております。裏面2ページにお移りください。意見の提出方法といたしましては、ファクスによる意見がおひとりから17件、ホームページの電子申請で5名の方から17件となっております。いただいた意見の反映状況でございますけれども、新たな指針に反映させたものが12件、指針の中に考え方が含まれている、または施策等として取り組んでいるものがそれぞれ2件ずつ、今後の取組の参考とするものが18件という内訳になってございます。いただいた意見の概要や市の考え方、反映状況につきましては、3ページ以降に添付をしておりますが、細かい説明は省略させていただきますけれども、番号で申し上げますと、指針に考え方を反映させたものとしては、この通し番号で言うところの3番、6番、7番、10番、15番、21～24番まで、あと27、29、30番の12項目となっております。詳細につきましては、申し訳ありませんが、それぞれご確認いただければと思います。説明は以上です。

○片岡会長 事務局ご説明ありがとうございました。皆様方からご質問ご意見ありませんでしょうか。今日は最後の会議ですので、ぜひ、おひとり一言はご発言の上、お帰りいただきたいと存じます。いかがですか。この件はよろしいでしょうか。それでは、議題2にまいります。「藤沢市人権施策推進指針の改定について」、事務局ご説明をお願いいたします。

○事務局（作井） 引き続きご説明させていただきます。資料2-1をもとにご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、先ほど資料1の方で説明しましたパブリックコメントでのご意見ですとか、前回までの協議会でのご意見や12月市議会定例会の総務常任委員会で中間報告をしておりますので、そこで議員の方からいただいたご意見などを踏まえた修正を加えたものとなっております。ただ、本日の協議会と並行しまして、現在、全庁各課に対しても、最終案の確認を依頼しておりますので、最終案となっておりますけれども、本日の審議の結果も踏まえて、まだ若干変更することは予想されております。前回の協議会からの主な変更点のみ、簡単にご説明をさせていただきます。まず、最初の表紙のところの2022年令和4年1月と書いてあります。これが申し訳ありません、2023年令和5年の間違いです。訂正させていただきます。開いてすぐの見開きに、現行の指針と同様に「世界人権宣言」と「日本国憲法」の条文の抜粋を記載しております。あと、全体の記述の修正といたしましては、それぞれのところでまたご説明しますが、第3章「人権課題の解決に向けて」の表になっていた「本市での主な取組」の項目の頭に黒ポチをつけて見やすくしているというのが、全体にかかった変更になります。それぞれの人権課題ごとの変更点に移りますと、大きなところでいうと、最終案の21ページ「高齢者の人権を尊重するために」で、文字がずっと羅列していて読みにくいというご意見がありましたので、ここに高齢者人口の将来の見通しを図で入れて、少し文章を分断するような形で見やすくなるように工夫をしたところがございます。あと27ページ「障がいのある人の人権に関する問題」で、空いているところにヘルプカードの画像を入れたらどうかというご意見がありましたので、本市で配布しているヘルプカードの画像を載せました。次に31ページ「外国につながる人の人権を尊重するために」が、他のところでも記載がそういった傾向があるというご指摘があったのですが、課題の後段の部分が、課題ではなく現状についての記載になっているというご指摘をいただきましたので、この課題のところから現状への記載を書き写すというか、記述の整理をさせていただいて、この31、32ページの書きぶりが少し変わっております。あと34ページにつきまして、「患者等の人権を尊重するために」という記載になっているにもかかわらず、自治体病院を抱える藤沢市に市民病院の記述がないというご指摘がありましたので、ここについても藤沢市民病院での取組と、「患者さんの権利と責任」というものを市民病院で行っておりますので、そちらの記載をコラムとして載せたところがございます。あと45ページの「生活困窮者の人権を尊重するために」の中の「本市での主な取組」につきましても、前回のときに番号で言うと3番の「自立支援・生活支援」の

中と46ページの「施策の方向性」のところに社会福祉協議会の記載がないということで、そこはこれに含まれているのかどうかという確認があったのですが、こちらは担当課の方に確認をしたところ、社会福祉協議会を加えるということになりましたので、ここは追記をさせていただいております。あと52ページの「さまざまな人の人権を尊重するために」ですが、ここが当初(1)「その他の人権課題」として、先住民族ですとか、ここの7項目をあげていたのですが、こちらについては、パブリックコメントの方でも、1から11までの人権課題と他の人権課題を比べると、こちらの位置付けが低く見えるということで、この通し番号、「その他の人権課題」という表現があまりよくないということで、それは削除をして、全ての課題について(1)から順番に付番をし直して、表記を改めたということです。あとは以前まで7つだったものが、8つ目に「交差性・複合差別」というものが追加されているのですが、こちらについては市議会での中間報告において複数の人権課題を抱えるケースというのが、この書きぶりでこの区分けだと救いきれない。記述が少し不足しているということで、複合差別については、単独でその他の課題として丁寧に記載してほしいというご依頼がありまして、元々この下のところにこの他の人権課題にもさまざまな人権課題が存在しますということで、丸と一緒に複合差別についても簡単に記述をしていたのですが、そうではなくて囲った形で少しわかりやすく、もう少しランクアップして書いてほしいというようなご意見の意図でしたので、これを追加したということになっております。その他文言の統一など、修正しているところはそれぞれございますけれども、細かい説明は、申し訳ありませんが割愛させていただきます。なお、前回の第4回でのご指摘についても、どのように対応したかというものが資料2-3に記載しておりますので併せてご確認をいただければと思います。説明は以上になりますが、この後、この指針の最終案の修正のスケジュールになりますけれども、本日最終日ということもありますので、現時点で修正が必要な箇所につきましては、本日皆さんがお揃いのところで確認をしていただいた上で修正したいと思っておりますので、この場でご指摘をいただければと思います。ただ、この協議会後に、やはりここは直した方がいいというような致命的なミスがあった場合には、今週中、20日金曜日までに事務局までメール等でお知らせいただければ対応できるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。週明け以降、また全庁各課のご意見も踏まえて、確定前の最終データということで固めたもので、2月の市議会の最終報告にあげていきたいと思っております。また、できれば委員さんにも、修正をすべて加えた最終案ですということでデータをお送りできればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

簡単ですが以上となります。

○片岡会長 はい。事務局ご説明ありがとうございました。ただいまの事務局のご説明に対するご質問はありますか。よろしいですか。それではご意見をいただきましょう。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 岸本委員、お願いします。

○岸本委員 岸本です。資料2-1、前半の部分になります。7ページ、これはPDF化のときにカラー化ができてなかったミスであればいいのですが、前回SDGsのアイコンはカラーでデータ化しますと伺っておりましたが、7ページはカラーではないようなので、その点の確認をお願いします。以上です。

○片岡会長 ありがとうございます。事務局、ここはカラーになるのでしょうか。

○サーベイリサーチセンター(宮口) 一つ補足なのですが、実際にPDFでデータ上ではカラーにするのですが、SDGsのガイドライン上で、今回印刷物はモノクロ印刷になりますので、その際には黒の方のロゴを使う必要がありますので今回そのままにさせていただいてはおりますが、先ほど申し上げましたとおり、ホームページ上で掲載する際には、ここはカラーで差し替えをいたしますので、大丈夫です。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 岸本委員、どうぞ。

○岸本委員 念のため確認ですが、今、私が指摘したのは、メールでお送りいただいたPDFをもとにして確認しております。そのPDF上のデータがモノクロでございましたので、そこの確認です。

○片岡会長 事務局お願いします。

○事務局(作井) データの方はカラーで提供させていただきます。添付の方は白黒になっていましたけれども、完成版はカラーです。

○片岡会長 片岡から質問ですが、データで提供するのと印刷物との割合は。データはウェブサイト上であって、誰でもアクセスできるようになるわけですね。印刷物は、何部ぐらい刷られるご予定なのですか。

○事務局(作井) 300部です。

○片岡会長 300部のみ。

○事務局(作井) はい。

○片岡会長 少ないですね。

○事務局(作井) 印刷の予算はかなり削られてしまうので、紙での提供というのは、

原則ないような状態になるかと思います。図書館ですとか、そういった施設とか、委員さんとかはもちろん配布にはなるかと思うのですが。

○片岡会長 主に図書館や公民館などの公共施設に配る分ということですか。

○事務局（作井） はい、紙では。各課にも紙では配布がされない。そんなに数がないので。

○片岡会長 庁内にも。

○事務局（作井） そうですね。

○片岡会長 ということで、ちょっとデジタルプアな人たちに対する配慮をどうしたらいいのかというのも課題になりますね。他にご意見ありますか。

（深田委員挙手）

○片岡会長 深田委員、お願いします。

○深田委員 文章の表現上のことなのですが、1ページの「人権とは」の3行目なのですが、「今を生きるわたしたちだけでなく、未来の子どもたちにも保障されています。」というこの後段のところなのですが、未来には大人も生きているので、「未来の人たち」とか「人々」とかのほうがいいのかなと思いました。それともう1件いいですか。先の方になりますが、48ページ「インターネット上における人権を尊重するために」の3行目です。「プロバイダ責任制限法」の成立なのですが、私が調べたところでは、2001年（平成13年）だと思うので、そこは確認をお願いしたいと思います。

○片岡会長 はい。今すぐ調べられなかったら後でも結構だと思うのですが、「プロバイダ責任制限法」に関しては、もう一度ご確認ください。

○事務局（作井） はい。確認をさせていただいて必要に応じて修正をさせていただきます。ありがとうございます。

○片岡会長 1ページの表記、これはよくある常套句みたいに、「未来の子どもたち」と何か漠然と未来を語りがちですが、確かに子どもたちだけではないですよ。他にご意見ありますか。

（梁川委員挙手）

○片岡会長 梁川委員お願いします。

○梁川委員 毎回細かいことを言うと時間をロスするので、細かいことは後ほど事務局の方に言います。大きいところで気になっているところをいくつかお伺いしたいと思います。基本的に色々な課との調整とかを含めての文書が作成されているという関係で、いまだに長文であったり、繰り返しの言葉があって読みにくいということと、章によっては同じことを言っているが、微妙に表現が違うというようなこと

とがありますので、その点について基本的には後ほどお伝えしますが、確認をしていただくとありがたいです。一例でいうと「外国につながるのある人の人権」の冒頭のところで、「在日韓国・朝鮮人」という表現で書き出しがあるのですが、後ろのまとめの方に書かれている表現では「在日韓国人・朝鮮人」という表記なのです。ですから、言っている意味はたぶん同じなのだけれど、あえて使い分ける必要がないのであれば、例えばこういうようなところについては、統一した表記ということをする方が、読む方にとってはわかりいいのかなというのが一点ございます。そういうのが他の場面でもいくつかあるので、細かいことについては後ほどお伝えします。それで、あともう一つ、17ページ「子どもの人権を尊重するために」のところで、図表として「子どもの権利条約」「子どもは権利の主体」という表をあげていただいているのですが、これの出典というのがどこなのかということを明記していただくのがいいのかなということです。理由としましては、私が調べた限りでは、ユニセフの方でこれを出しているかと思うのですが、それを転用した市町村であるとか、関係団体の説明資料では、この図表の中の4つの権利の真ん中に4つの柱という表記で出ていることが多いのです。文言としては4つの権利というのは当然あるのですけれども、図表として使われているのには、4つの柱、あるいは4つの原則というような表記があるので、どこからかこれを引っ張ってこられているのだと思うので、もしこのまま使うのであれば、出典を明記されることがよろしいのかなというのが一つ気になりました。それから、21ページ「高齢者の人権を尊重するために」の8行目から「2021年（令和3年）10月1日現在、高齢化率は24.5%」で、その後に推計としてパーセンテージが上げてあります。それでその下に人口の将来の見通しという形でそれぞれの年度が書いてあるのですが、この出典の統計の期日が3月なのですね。スタートのところだけ、先ほど言った10月1日現在24.5%。図表の方では3月現在ですから25.3%とパーセンテージがずれているわけです。ですから、これを単純に見ますと、わかりづらいということがあるので、この10月1日というのはたぶんこの文書を作成したときの直近のものということではあるのですが、この図表を生かして、その変化と見ると見るのであれば、あえて24.5にこだわらないなら、図表に合わせて25.3にした方が整合性というか、わかりやすさというのがあるのかなという気がいたしました。

○片岡会長 今のグラフのところではちょっと引っかかったのですが、このグラフは国勢調査に基づいているので10月1日なのではないのでしょうかね。その後の見通しというのは、3月基準というのはどこでわかるのですか。

- 梁川委員 資料というところに。
- 片岡会長 それは3月に発表されたということですよ。
- 梁川委員 はい。そうですね。
- 片岡会長 でも、この将来の見通しは、もしかしたら10月1日基準かもしれないですよ。
- サーベイリサーチセンター（宮口） すみません失礼いたします。こちらなのですが、けれども、まずグラフの出典としましては、「いきいき長寿プランふじさわ2023」なんですけれども、こちらが今おっしゃっていたように国勢調査を基にしている推計値になりますので全て10月1日をもとにしたものになります。ただ、2021年3月に出ていますので、こちらのグラフにあります2021年（令和3年）というものが推計値を掲載しているものになりまして、上の文章にありますものは、実績値になるので、そこで齟齬が出ているというようなところですね。ですので、一つ対応策としましては、こちらの資料の出典のところを、「いきいき長寿プランふじさわ」の方にありましたように国勢調査をもとにした推計値というふうに記載をいたしまして、コメントのところの2021年（令和3年）10月1日というところで、住民基本台帳でしたりとか、もしくはもう少しコメントを実績値ということがわかるように文言を精査するというようなところで対応させていただければと思います。
- 片岡会長 はい。ありがとうございます。確かに「いきいき長寿プランふじさわ」から引っ張ってきたとはいえ、もうすでに令和5年になりますので、実績値がどこかで出ているのではないかと思いますので、そこは新しいデータを使っただけであれば嬉しいです。この件はこれで解決ですね。
- 梁川委員 はい。続いて23ページなのですが、「取組」の11番の説明のところにあります「自助、互助、共助の活動支援」という表現なのですが、間違っていないのですが、いわゆる我々が一般的にこの言葉を使うとき、「自助、共助、公助」いわゆる防災に関係する取組という意識の中では、そのイメージが強いと思うのですね。ところが福祉の方の関係では、「自助、互助、共助、公助」の4つの分け方で表現されるので、この互助と共助という理解がすごくわかりにくい。ですので、こういうものがありますよということだけであれば、それで流せばいいのですけれども、説明するのであればこの互助と共助というのが、いわゆる防災の方で言っている共助に近いものなのか、あるいは違う意味合いなのかというところを欄外でも説明があるとありがたいのかなという印象を持ちました。あと文言部分として、「部落差別（同和問題）」の29ページです。29ページの上から4行目に「被差別部

落（同和地区）」という表記で書いていただいているのですが、その後の中間のところになると、「その後も一連の特別措置法に基づきさまざまな事業が実施され、同和地区の」という表現になり、その3行後には「同法では、部落差別（同和問題）」で終わりの方に来て、下から3行目になりますと、また「同和地区の」という書き方で「被差別部落（同和地区）」という表記とただ「同和地区」と書かれているものが混在しているのですね。だからこれは統一した方がいいのかなという印象を持ちました。最後に、資料編の方に以前の会議の中で、障がい者雇用率のパーセンテージを具体的に文言入れられないかというご提案をさせていただいたところ、資料の方に入れていただいたのですね。ただ、これが古い年度のパーセンテージで、現行の年度のパーセンテージでないというのが、その後、自分で読み返していてわかりまして、資料編のところですので、ページの割付というのが可能であれば、昨年確か10月に改定されて、民間が10年前に1.8だったものが、今は2.3という形で、県関係が1.6ぐらいだったのが今は2.6になっていると思うのですね。ですので、その項目を逆に入れていただくとありがたいかなと新しいデータの方が、資料として見た場合には、これが今現状だなというのがわかるかなと思いましたが、そのような対応をしていただければありがたいなというふうに思います。以上です。

○片岡会長 事務局で回答できる部分はいかがでしょうか。まず17ページの「子どもの権利条約」。

○事務局（作井） ここは子ども青少年部の方に確認をしてみなければ、なんとも言えないのですが、出典のところも確認をさせていただきたいと思います。あと5番の「部落差別（同和問題）」については、表記を統一する形で修正をさせていただきます。あと「外国につながるのある人の人権」のところの「在日韓国・朝鮮人」という表記についても、「在日韓国人・朝鮮人」という後ろの表記に合わせた形で統一を図りたいと思います。「障がい者」のところの法令の部分は、新しいものが入っていないということなので、そこは確認をして追記ができるとしたら追記をしていきたいと思います。まだ他にも梁川委員からご指摘をいただいている文言のところもありますので、後で修正案の資料をいただいて、適宜修正をしたいと思いますので、ありがとうございました。

○片岡会長 梁川委員よろしいでしょうか。

○梁川委員 はい。

○片岡会長 ありがとうございます。

（深田委員挙手）

- 片岡会長 深田委員お願いいたします。
- 深田委員 今、お話のあった部落差別のところなのですが、表記の統一は良いと思うのですが、たぶん悩ましいのが被差別部落イコール同和地区ではないというところだと思うのですが、どういう形で統一されるご予定か、もし今わかれば教えていただければ。
- 事務局（作井） 被差別部落（同和地区）という表現で全てというのだと、それは正しくない。
- 深田委員 いやそんなことないです。それだったらいいかなと思います。たぶん同和地区というのは同和対策事業特別措置法の事業の対象になったところで、被差別部落ではないところも対象にしているし、逆に被差別部落であったところで、この事業の対象になってないところもあると思うので、最初に出てくる被差別部落（同和地区）で、そういう書き方で統一していただくのがいいのかなと思いました。
- 事務局（作井） でしたら、3センテンス目のところの「同和地区」というのと、課題のトップの「同和地区」というところは、頭に「被差別部落」という文言を追加したいと思います。
- 片岡会長 ごめんなさい。もう1回言ってください。
- 事務局（作井） 今、「同和地区」という表記だけになっているところを「被差別部落（同和地区）」という形に直したいと思います。
- 片岡会長 ありがとうございます。他にご意見ありますか。これまでに色々ご意見いただいてきた末にここまでたどり着きましたが、いかがでしょうか。

（深田委員挙手）

- 片岡会長 深田委員お願いします。
- 深田委員 55ページのところなのですが、前回お願いしたように、この1番の3つ目のパラグラフのところですかね。「差別や人権侵害を禁止する条例等の制定を含め多角的に検討を進めます」と入れていただいたのは、とても良かったと思うのですが、現行の指針にはもう一つ、人権に関する拠点の施設もその検討の中に入っていたのですが、それについてはどうなのでしょうかとということが一つです。それからもう一つ58ページの「主な人権に関する諸条約一覧」ですが、間違いではないのですが、中段少し下ですかね、「女子差別撤廃条約」と書いてありますが、たぶん外務省がこういうふうに訳していると思うのですが、最近では「女性差別撤廃条約」と言われることが多いと思うので、確認していませんが、藤沢市の男女共同参画プラン等でどう書かれているかということも含めてご検討いただけたらと思います。あるいは「女性（女子）差別撤廃」という書き方もあるのかなと思いま

した。以上です。

○片岡会長 ありがとうございます。第4章の人権拠点の検討という部分について、事務局の方いかがでしょうか。

○事務局（作井） こちらにつきましては、ここの文章の中にどのように入れるかというところも含めて、部内で検討をしたのですけれども、条例についてはこの記載で良いという回答をいただいたのですが、拠点施設については、なかなか実際もう難しいというところもあり、記載しない形でとどめてもらいたいという意向もありまして、申し訳ありませんが、今回はこのような形で書かせていただきました。「女子差別」については、現行の指針がこの記載になっていて、同じような書きぶりの方が変えない方がいいのかなということで、そのままにしておりましたが、ジェンダーの計画の方もどのような形で書いているかも確認をして、今言ったように、括弧書きで「女性（女子）」という形にするかどうか検討したいと思います。

○片岡会長 深田委員、いかがでしょうか。

○深田委員 担当課の苦渋のお話はわかるのですが、前回お話したように、現行の指針より後退したと見られるというのは、少し残念に思うのですね。条例にしても施設にしても検討課題ですから、今すぐ作ってくださいということではないのですが、検討課題としてプラスの意味であがっていたものが削られるというのはとても残念に思うので、ぜひ部内の方を説得していただければなというふうには思います。

○片岡会長 この件に関しては、私も残念に思います。少なくとも前に書かれている指針から後退させないというのが、まず施策を守っていく姿勢が大事かと思うのですが、そのときの予算の関係など色々波はあると思うのですよ、時代が動くたびに。でも、いずれ何とかしようよというものを未来につなぎ渡していくというのが一つこの指針の役割でもあるので、検討課題としては置いておいても、別にこの5年間でやれと言っているわけではないので、名前は残しておいていただけないかなというのが私からのお願いです。他にご意見いかがでしょうか。

○深田委員 今のことで、さっき少し弱い言い方をしてしまいましたが、ぜひこの協議会で、強い意見が会長、副会長から出たということで、お話をいただければありがたいと思います。

○片岡会長 ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

（梁川委員挙手）

○片岡会長 梁川委員。

○梁川委員 質問になります。55ページの第4章の図表の下から2行目のところに「法務大臣から委嘱された人権擁護委員の組織体「藤沢市人権擁護委員会」とい

う文言があるのですが、この「組織体」というのは通常使っている「組織」とどんな違いがあるのかということなのですけれども、これも何か行政用語的な表現なのかしらというふうにも思いますし、一般の方も読むということであれば、あえて「組織体」という固有の表現でなくていいのだったら、通常の「組織」でもいいのかなというふうに思います。それと一つ前の54ページの「さまざまな人の人権を尊重するために」のところなのですが、この文言云々ということではなくて、前回の会議の後に、希望という形で事務局の方に連絡を差上げたのは、いわゆる直近の課題として、今ここに記載されているものというのは歴史があったり従前のということですよ。新規には(8)交差制・複合差別というのをあげていただいて、最後のところで「このほか、社会情勢の変化に伴って今までにない新たな人権課題も発生しています。」というところに含まれるのかなとは思ったのですが、今年度、特に話題になった旧統一教会の問題、それからついこの間、国連の方から指摘を受けた是正勧告ということなのですけれども、日本における特別支援教育のあり方、いわゆる分離教育をしている部分について、日本はどうなのですかというような勧告を受けています。これは子どもの教育をどう捉えるかということ、人権に関わる大きな問題でもあるのかなと自分は理解しているのですが、あまり直近すぎて、この会議で話題にすることすらしないで来てしまって、含まれているよねと言えば含まれているのだけど、やっぱり5年後までこれ使っていくわけですよ。だとすれば、たとえ一言であっても、政治とか宗教とか教育とかという文言の中に、この「社会情勢の変化に伴って」ということと絡めた文言にする方がよろしいのかなという気がするのです。ここにおられる委員の方々も専門の知見を持っている方が多いとは思いますが、素人の自分からしてみると、今すごく大きな人権問題ではないと言われる課題が何にも触れられていないし、この会議の中での話題にさえなっていなかったというのは、どうなのだろうねと思います。ですから5年後の改定に向けては、やはりそういう課題というものを明確にしておくことは必要だし、具体的にとっているわけじゃないですから、そういう課題があるということ、次の方に繋げるという意味でも、何か工夫ができないのでしょうかということ投げかけたつもりなのですが、結果論としてはそういう表現とかというものは一切出ないで、その辺は事務局がどのように理解されて、こういう落としどころにされたのかなということをお聞きしたいと思います。以上です。

○片岡会長 ありがとうございます。確かに、さまざまな現代的な課題が出てきていて、障がい児の教育に関しては、障がい者の中に書き込むこともできるでしょうし、その点に関しては男女のことも国連から勧告を受けているわけですしね。宗教2世

の方々の話に関しては、また新しい課題であり、「さまざまな人権」のところというのは非常に多岐に渡っていて悩ましいと思うのですが、例えばこれを54ページのところで丸で書いてあるところがありますよね。そこに一言触れられませんかね。宗教的な理由から…。何と言ったらいいのでしょうかね。悩ましいですね。

- 事務局（作井）　そうですね。ご意見をいただいたのを全く無視したわけではないのですが、今言ったように、その例えば昨今話題になっている宗教2世の問題に関して具体的に書くというのはなかなか難しいかなというところもあり、では、どのような記載であれば市の人権指針という中に、どの程度そういった問題を反映させていくべきかというところで、かなりセンシティブな内容のところもありますので、そういったことも含めて、今後も当然色々な問題が出てくるでしょうし、一つ一つあげなくてももうこういう書きぶりでもいいのではないかという結論に至って、このような状態のままになっているということなのですが、例えば、こういう書きぶりだったら特に問題がないのではないか、こういう書き方で残した方が良いのではないかというのが、もしご意見があれば、また検討をしたいと思います。

（宮原委員挙手）

- 片岡会長　宮原委員。

- 宮原委員　今の例えば宗教2世問題についてなのですが、事務局の方がおっしゃったように「さまざまな人権」というところに、丸の4つだけじゃないよという意味にもとることができると思うのですね。特に宗教2世問題というのは、今は注目を浴びていますけれども、一地方自治体が、自分たちのめざすところの中に取り扱うには正直言って荷が重すぎるといいますか、今、あらゆる自治体や国が検討している中で、藤沢市が藤沢市という独自の自治体として、今までの歴史とか藤沢市の色々な問題を抱えながら、時代にあった改定していくというのが私の理解しているこの委員会の今協議していることで、なかなかその辺にやはり一地方自治体で担っていただくにはあまりにも重たいので、「さまざまな人権」の中にもそういう思いはありますよという理解でやらざるを得ないのではないですかね。今は、ここで事務局の方にしてもそれに対する明確に答えるおそらく権限もないだろうしそういう立場でもないということです。別に事務局擁護ではないのですけれどもね。私はそのように感じて、今の議論を聞いていました。

- 片岡会長　ありがとうございます。確かに、ここに書いてあることすべてを市が解決できる問題では到底ないと思っていて、もともと人権問題というのは、そういうものであって、例えばある意味では、市が直接的にやっているものというのは相談程度の救済でしかないわけですから、それを言ってしまうと、ここに書いてあるも

の全てが市はたいしてできない内容になってしまう。でも、この最後の「さまざまな人の人権を尊重するために」の項目はその中でも、最近出てきた課題であるとか、それからインターナショナルな課題であるとかそういったものを、こういった課題がありますよということを知らせておく。これを読んでいただく方に対して、こういった課題が最近出てきていますよというふうに意識していただくためにも、やはり記述が一つあった方がいいのではないかなと。その書き方についてはこれから検討ですが、何か良い言い方がありましたら、皆様ご意見いただけますか。

(宮城委員挙手)

○片岡会長 はい。宮城委員お願いいたします。

○宮城委員 結局、誰の人権を大事にしたいかという宗教2世の問題の場合、やはり被害者の特に2世とか3世だと思うのですが、書きぶりとしてはなかなか難しいところがあります。熱心な信者とその親族、不適切な勧誘方法等で被害を受けた人。家族にスポットを当てて、色々な犯罪に巻き込まれた犯罪被害者の家族的な書きぶりにしたらどうかなという思いは感じました。以上です。

○片岡会長 ありがとうございます。犯罪被害者って別にありましたけど、今みんなここになってしまったのでしたか。

○事務局(作井) 41ページが、「犯罪被害者等の人権」なので、ここにもう少し何か書ければという感じですかね。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 岸本委員。

○岸本委員 注意しなければいけないのですけれども、宗教2世の問題と犯罪被害者等の問題は別の問題です。民事上の不法行為と犯罪・刑事罰に当たるような行為というのは峻別しなければいけないのです。宗教2世の問題も、どういうところに人権的なスポットを当ててるかによっていろいろな課題が見えてきます。宗教2世の方の虐待等の問題もありますけれども、その宗教にかこつけて過大な献金をさせられるというような被害もあつたりですね。この問題を指針に載せるとして、5年後に振り返ったときに、汎用的に、こういう人権課題があるのだというように生きるような形にするべきだと思いますので、特定の事件にあまり固執しすぎるのも違うかなと思います。どういう表現がいいかは少し考えたいなと思っています。慎重さが必要かなと思いました。

(宮城委員挙手)

○片岡会長 宮城委員。

○宮城委員 犯罪とはまだ特定されてないので、例えば違法・不当に財産を奪われた

方の親族とか。そんなような書きぶりはだめですかね。

○片岡会長 そうすると、ずいぶん他のものに広がってしまうのですよね。

○宮城委員 広く考えるということ。

○片岡会長 これで人権的にどう捉えるかと考えたときに、やはり何だろうな、親なり親族なりが信者である人の2世、3世にあてての視点から言っているのですが、特定の宗教的な信条を理由にご本人の自由が奪われるということが一番問題だと思っているのです。例えば、ある宗教では、宗教的な理由で輸血が受けられないとか、それは全く別な宗教ですが、金銭的な問題も含めて、本人がしたいように生きられない、生活できないということが一番問題だと思っているのですけれど、皆様の視点はどのようなのでしょうか。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 はい。岸本委員。

○岸本委員 岸本です。宗教の話として取り上げていますが、たまたま両親の宗教観を子どもに押し付けるような形が虐待という現れ方で出ているとも言えます。つまり、今のようなお話は、宗教に限ったものではなく、親の特定の志向を子どもたちに押し付けることによる虐待に繋がるような行為があるすれば、それはもう、もう少し抽象化すると家庭内の親子の関係であって、それがたまたま宗教が理由になっているだけという見方もあるかなと思うのです。例えば、宗教に関係なく、西洋医学については子どもに受けさせたくないというような形で医療行為が適切に受けられない場合と、宗教を理由にして輸血を拒否する場合とは、結論の現れ方は同じで、たまたま大もとになる原因が宗教であったと。それをこの人権の冊子の中でどうまとめるかとなると、また難しいと思います。

○片岡会長 子どもの虐待みたいになってしまうのです。何か良い案ありませんか。

○岸本委員 否定的な話ばかりしているのですけれど、とはいえ5年後振り返ったときに2022年にこういった人権課題のようなことがあったというのを書き留めておくことは有意義だと思っていますので、何か表現さえクリアできれば、加えたいなという意見ではあります。

○片岡会長 どういう書き方がいいのでしょうか。どなたか文案を作ってくださいるととても助かるのですが。今ここでなかなか出ないかもしれませんが、早い段階で事務局に流していただき、それを再度、皆さんで共有してもいいですし、金曜日までの間にできればと思います。他にご意見ございますか。この指針全体、どこでも構いませんか。

(深田委員挙手)

- 片岡会長 深田委員お願いします。
- 深田委員 こちらの資料2-3ですね、今までに委員会で指摘があった点について表になっているものの2ページ一番上の14ページのところと、中段から下の32ページのところが、この最終案で該当箇所が見つからなかったのですが、教えていただければと思います。
- 片岡会長 この直してある2ページ一番上の14ページ。確かに出ていないですね。
- 事務局（猪野） 2ページの14番につきましては、この内容にするということではなく、以前確定した内容のままでいくということで調整をしていましたので、こちらは記載が誤っております。
- 片岡会長 今の事務局のご説明がわからなかったのですが、今日お配りいただいた資料2-3、これが11月21日ふじさわ人権協議会での指摘一覧、その2ページの14の部分ですよね。「災害避難所におけるジェンダー視点の課題」の2行目。かつてはここがなかったのを覚えているのですけれど。
- 事務局（作井） 申し訳ありません。ここの資料2-3の14の対応に書いてある内容が誤っておりまして、深田委員からメールをいただきまして、「長期化した場合は性的指向や性自認に悩みを抱えながら過ごしている人も少なくありません」という記載が、長期化した場合だけではないので、「女性やセクシュアル・マイノリティが避難生活を送る上での様々な課題が浮き彫りになりました」という形の記載に改めたものです。申し訳ありません。
- 片岡会長 もう一つは何でしたか。32ページのポストコロナの時代。
- 事務局（作井） これも35ページの「ポストコロナの時代」というのをやはり深田委員からご指摘をいただきまして「新型コロナウイルス感染症拡大が収束した後の時代」に改め削除したのですが、前回の協議会のご指摘が残ってしまっているの直します。
- 深田委員 それは本文中の書き方を直したということですか。それはどこに書いてあるのでしょうか。
- 事務局（作井） 32ページの上段「本市の主な取組」の2行上ですね。
- 深田委員 「ポストコロナの時代」という言葉を使うのをやめたということですね。
- 事務局（作井） はい、そうです。
- 深田委員 わかりました。
- 片岡会長 32ページの本文の上段の下の方にある「新型コロナウイルス感染症拡大が収束した後の「新たな日常」を構築すること」ここを変えたのですね。

○事務局（作井） はいそうです。

○片岡会長 承知しました。他にご意見等いかがでしょうか。

（星野委員挙手）

○片岡会長 星野委員、お願いいたします。

○星野委員 資料編でもいいですか。

○片岡会長 はい、どうぞ。

○星野委員 資料編で、性的指向と性自認に関する内容が薄く、ほとんど見当たらないので、追加した方がいいかなと思ひまして、2011年6月に国連人権理事会で、性的指向と性自認に関する人権侵害が決議されました。これが基本となって、ずっと色々な所で動いてきていますので、これを入れた方がいいかなと思ひます。それから、国内のところで、2020年に職場におけるハラスメント関連法の中で、SOGIハラスメントですね、性自認と性的指向に関するハラスメントが追加になっていますので、これも入れた方がいいかなと思ひました。以上です。

○片岡会長 ありがとうございます。この資料編の6ページ、2020年と2021年が抜けているのですね。この部分のデータが飛んでしまったと思われるので、埋めてください。今の法令2つに関しては、事務局、大丈夫でしょうか。もしあれでしたら、星野委員、あとできちんと書いてお渡しいただけますか。

○事務局（作井） 本編の3ページに「近年の主な動向」が書いてあり、ここと資料編が完全にリンクしていないことに先ほど気が付いたのですが、この2020年のところには書いてありますか。

○星野委員 ここには書いてあります。

○事務局（作井） わかりました。後でまた確認させていただきます。

○片岡会長 資料編の方では抜けているのが、6ページの2020年と2021年のところだと思うのですね。あと事務局も自覚されているようなので、ここが本編の3ページ、4ページ目にある「近年の主な動向】に出てきているものと、こちらが完全にリンクしていないので、そのリンクをもう一度図るということです。よろしいでしょうか。

（深田委員挙手）

○片岡会長 深田委員お願いします。

○深田委員 今の資料のところの6ページに当たるのでしょうか。冊子の本体には書いてあるのですが、国内の法律については施行で全部統一しているからかなと思うのですが、「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」は、まだ成立しただけで施行は24年だから入っていないという解釈で良いのですかね。大事な法律だと

思うので、成立したことを書いてもいいのかなとは思いました。

○片岡会長 本編の方には、「成立」で入っているのですが、本編のものをなるべく資料編にも反映させて、最新の動向がわかるような形にさせていただけると助かります。

○事務局（作井） はい。

○深田委員 本編では、14ページの2つ目のパラグラフに22年の5月にこの法律が成立をしましたということは書かれています。

○片岡会長 本編の方の「近年の主な動向」という3ページ、4ページにある表にも入っています。

○深田委員 はい。

○片岡会長 そういう細かいチェックをもう一度お願いできればと思います。他にご意見いかがでしょうか。よろしいですか。先ほど事務局がおっしゃったように、どうしてもこれは変えないとまずいと言う点が見つかったら、金曜日までにお知らせいただきますようお願いいたします。人権指針についてはよろしいでしょうか。それでは、時間の関係もありますので次にまいります。議題3「令和4年度人権施策推進事業の実施結果及び研修会・講演会等の参加状況について」、ご説明をお願いします。

○事務局（中村） お時間が迫っておりますので、令和4年度の事業実施結果につきましてはこちらに記載の通り事業を実施しております。研修等の参加人数につきましては、4ページ目に記載しておりますが、今年度、新型コロナウイルスの影響による行動制限が緩和されてきたことなどによりまして、講演会などの開催が増えた関係で、職員の派遣人数も増加したこと、また、藤沢市人権啓発講演会の参加者数が大幅に増えたことなどによりまして、昨年度よりも参加人数が増えている状況になっております。以上になります。

○片岡会長 ありがとうございます。ただいまの事務局のご説明に対して、ご質問はありますか。

（梁川委員挙手）

○片岡会長 梁川委員、お願いします。

○梁川委員 1点だけお願いします。最後のところにA研修とB研修があって、A研修については、コロナが少し落ち着いてきたということを含めて一般市民、それから職員等の参加が非常に増えたというふうな理解で好ましいことだなというふうに思うのですが、逆にB研修の内部研修、昨年に関しては職員研修2回だったのが、今年は1回。なおかつ参加人数が半減してしまっている。これはどういうふうに理

解したらいいのでしょうか。

○片岡会長 事務局、ご説明お願いいたします。

○事務局（猪野） 研修につきましては、まず令和3年度につきましては、オンラインを活用した研修というものが主流という形で行って行っていましたので、視聴者という形になりますので、当日の都合に関係なく見られるというところがあって、数が多かったというところがございます。令和4年度につきましては、会場をFプレイスに移しまして、現地でお話を聞くという形になりましたので、業務の都合等で少し減少しているところがございます。回数につきましては、他の研修事業と兼ねて実施するなどしておりますので、その点では少し減少しておりますので、今後は充実を図っていくということで考えております。

○片岡会長 はい。よろしいでしょうか。

○梁川委員 はい。意見だけ言っておきます。実情としては致し方ない部分なのかなと思いつつも、B研修の場合というのは、いわゆるリーダー的な役割を担っている人たちの研修ですよね。ですから逆に言うと、職員も含めて一般の方の研修の底辺を広げるという意味での効果というのは重要でもあるとともに、そのリーダー的な人の研修が年に1回だけというのは、予算の問題とか忙しいという問題ではなく、やはり、人権ということに対する取組ということからであれば、昨年度並みに最低2回ぐらいは実施して、最低1回は参加しましょうぐらいな位置付けというのがあってほしいなというふうに思います。何度も会議の中でもお話ししましたが、結局、ジェネレーションギャップ的なところで、若い人よりも年配の人、リーダー的な立場の人の方が古い感覚で物事を言ったりしている傾向というのは、どうしてもあるのだろうと思うのですね。ですから、僕は逆に言えば、そのリーダー的な人にもっとしっかりと勉強していただきたいということを期待を込めてお願いしておきたいと思います。以上です。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。事務局、よろしいでしょうか。

○事務局（猪野） こちらの方に入っていないeラーニング研修などにつきましては、全職員が対象となりまして、義務的に実施しているというところがございます。また、こちらの内部研修につきましては、今年度は女性活躍をテーマに実施をいたしましたので、そういう意味では、管理職を含めてしっかりと学ぶ機会というものは設けさせていただいておりますけれども、充実を図るということは本当に必要だと思いますので、貴重なご意見として承っていきたいと思っております。

○片岡会長 はい。他に。

（宮部委員挙手）

○片岡会長 はい。宮部委員、どうぞ。

○宮部委員 今回の課長補佐級以上の研修なのですけれど、高齢者施設では、やはり集合研修が難しく、今、ほとんどオンライン研修も併用していることが多いです。ですので、集合研修だけでなくオンライン研修も同時に同じ内容を見られるように、同時ではなくても、別の日時でも見られるようにすると、よろしいのではないかと思います。

○片岡会長 はい。事務局お願いします。

○事務局(猪野) その点も、大変貴重なご意見として認識していきたいと思います。オンラインの活用に関しましては、令和3年度に少し実施しておりますので、そういったものも踏まえながら、展開を図っていききたいと思います。

○片岡会長 はい。他にご意見いかがでしょうか。よろしいですか。はい。それでは最後に「2 その他」にまいります。委員の皆様から何かございますか。

(戸高委員挙手)

○片岡会長 戸高委員

○戸高委員 毎年、精神障がいの地域生活支援連絡会でやっている市民講演会なのですが、先ほど少しありましたけれど、昨年9月に権利擁護の権利条約に関する総括所見が出たのですね。それに関する勉強会をやろうということ、これも対面でやろうと思ってもなかなかできないので、Webで流していくということで、佐藤先生をお呼びして、人権男女共同平和国際課と一緒にやらせていただきますので、よろしくをお願いします。詳細が決まりましたら、ご連絡します。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。他に何かありますか。よろしいですか。事務局の方いかがでしょう。

○事務局(猪野) 2点ほど、講演会等のご紹介をさせていただきたいと思います。2月2日木曜日になります。茅ヶ崎市と寒川町を含めまして2市1町で行っております湘南広域都市行政協議会主催で、星野委員が講演者として「性の多様性を認め自分らしく生きられる社会づくり～20人に1人はいるかもしれないLGBTQ～」をテーマにご講演をいただくことになっております。ご参加ご希望の方がいらっしゃいましたら、お声掛けいただければ、こちらの方で登録をさせていただきます。会場は本庁舎の8階となっておりますので、ぜひご参加いただければと思います。また、こちらは少し分野は別なのですが、「平和の輪をひろげるつどい」というのを平和の担当の方で企画・実施しております。こちらの方もお時間ありましたら、ぜひご参加いただければと思います。どちらも事前応募制になりますので、ご希望ありましたら、ご連絡を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたしま

す。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 梁川委員どうぞ。

○梁川委員 最終案でまちづくり指針ができるけれども、今回は予算の関係でということ、300部ということなのですけれど、前回はダイジェスト版というのがありましたよね。それは今回どのくらい作るのかとか、全く予算化されてないとかということがございますか。

○事務局(作井) 概要版につきましても、同じく300部の作成となっております。

○梁川委員 少しだけ意見を言わせてください。私は、不勉強の中で、今回2年間、皆さんと一緒に色々な会議に参加させていただいて、大変勉強になりました。正直言ってしんどかったですが、ただ、意識を持ってというところではすごく勉強になるし、人権が多様な部分で、色々な場面で考えなければいけないなというのは、自分としては、体験・実感できた。だからそれを地域へ家族へという形で還元していきたいと思うのですが、今のその300部というのはあまりにも少ないな。というのは、2025年には高齢化、藤沢市では4人に1人が高齢者になるという時代に、確かにデジタル化ということを進めることはいいのだけれども、なかなかそこに行き着かない人たちには、どうやって情報を提供していくのでしょうか。いわゆる機関とか所属団体等に1部ずつお配りしたとしても、一般の市民の方に、それが「デジタルで見てください」というだけで伝わるかと言ったら、正直無理だろうなというふうに思うのです。ですから、やはり研修の機会とかということも含めてなんですけど、せめてパンフレットの類を色々なところで「これを見てください、それで少しずつ我々もそのデジタル化に対応しながら勉強していきましょう」というスタンスは、ぜひ流れとして作っていただきたいなというふうに思います。それがないと、ただ作ってやりましたというだけで終わって、5年後に意識調査やったら、そんなもの知らないよという人が多数だったというのでは困るなというふうに思いますので、予算との絡みとその電子化、デジタル化との兼ね合いというのはあると思いますけれど、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○片岡会長 ありがとうございます。他にご意見ありますか。ないようでしたら、これを持ちまして、会議を終わらせていただきます。議事進行にご協力ありがとうございます。事務局の方へお渡しいたします。

○事務局(作井) 片岡会長、ありがとうございます。それでは事務連絡など担当の方からさせていただきます。

○事務局(中村) 今、皆様をお願いしております各課職員の人権意識啓発に関する

取組へのコメントを1月31日の火曜日までにメールでご返送いただきますようお願いいたします。また、今回の議事録を作成し次第、またメールでお送りしますので、ご確認をお願いいたします。現在、前回の第4回の議事録の確認をお願いしておりますので、もし修正などございましたら、今週の金曜日20日までにメールでご連絡ください。お忙しいところ恐れ入ります。よろしくお願いいたします。

以 上